

子どもを虐待から守るために

☎ こども家庭相談課 ☎ (232) 1117



11月は「児童虐待防止推進・オレンジリボンキャンペーン月間」です。これは、誰もが子育て中の親や子どもに関心を持つことで、子どもへの虐待をなくす輪を広げていこうという取り組みです。児童虐待は、どの家庭でも起こる可能性がある一方、地域で声をかけ合うことで、防ぐこともできる問題です。

児童虐待とは

児童虐待は、保護者(親または親に代わる養育者)による子どもの健全な発達を阻害する行為であり、法律で禁じられています。保護者は「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害であれば虐待です。

子どもの虐待の4つのパターン

身体的虐待

叩く・蹴るなどの暴力、家の外に締め出す、長時間正座をさせる



性的虐待

子どもへ性交や性的な行為をする、子どもの体を触ったり大人の体を触らせる、わいせつな写真の被写体にする、わいせつな写真やアダルトビデオを見せる

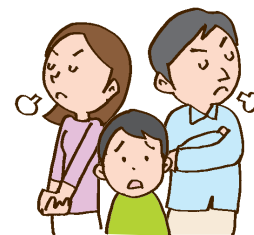


ネグレクト

適切な衣食住の世話をせず放置する、病気なのに病院へ行かせない、幼い子どもを1人で家に残して外出する、予防接種や健診を受けさせない、子どもが行きたがっているのに登園・登校させない、家族から暴力を受けているのに助けない

心理的虐待

子どもを無視する、子どもの心を傷つけることを言う、他のきょうだいと比べ差別的な扱いをする、勉強や習い事を強制し思うとおりの結果が出ないと厳しく叱責する、子どもの前で激しい夫婦げんかをする



虐待は子どもの人生を左右するほどの深い傷を与える

児童虐待は、子どもに対する最も重大な権利侵害です。上記の虐待パターンはいずれも、心身に障がいが残る、身体の成長が阻害される、知的発達や学習能力に影響するなど、子どもの人生に関わる大きな影響を与えます。

また、虐待による恐怖や強い精神的ストレスは、何年経っても折に触れて生々しくよみがえり、心を苦しめ続けます。



虐待が子どもに与える影響

- 自己肯定感が極端に低い
- 自分に自信が持てない
- 意欲が出ない
- 心の傷が将来にわたって残る
- うつなどの心の病が出現する
- 上手く人間関係が築けない

なぜ虐待が起きるのか

児童虐待は、家族間のストレス、住居や経済的な問題、親子の孤立など、さまざまなことが引き金になります。

子育てをする中で生じる不安や寂しさといった感情は、けっして特別なものではありません。虐待をしている親自身が悩み、やめたいと望んでいる場合も多いです。

虐待をする親と子どもには、周囲の温かい支えと適切な支援が必要です。孤立は虐待を悪化させます。

誰しもが抱えるさまざまな心理的・社会的要因から虐待は起こります



児童虐待を防ぐためにそれぞれが、それぞれのできることを

子育て中のあなたへ

子育てに悩みはつきもの。
1人で悩まないで、相談してください。

子どもが泣きやまなかったり、かんしゃくがひどいと、イライラしたり、つい怒鳴ってしまったり。子育てに悩み、行き詰まってしまうのは誰でもみんな同じです。

気持ちをため込まないで、ぜひこども家庭相談課へご相談ください。

地域で暮らすあなたへ

「虐待かな？」と思ったら、
迷わず相談してください。

児童虐待通告は義務であり、特に学校や保育園、児童福祉施設、病院などは、虐待の早期発見に努める義務があります。

間違いでも責任に問われることはなく、秘密は守られます。十分調査して対応しますので、安心してご相談ください。

悩んだらご相談ください

虐待を発見したときや、子どもに関する相談をしたいときは、こちらにご連絡ください。

●こども家庭相談課 ☎(232) 1117

18歳までの子どもに関する相談をお受けします。

例：子どもの関わり方が分からない、発達面が心配、子どもが周囲とトラブルを起こしやすい、子どもを叩いてしまいそう、不登校、いじめ、ゲーム問題など

●児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちばやく)

お近くの児童相談所につながります。



実際にこのような相談が寄せられています

ある母から「子どものかんしゃくがひどく、イライラして怒鳴ったり叩いたりしてしまう。父は仕事で帰りが遅く、相談できる親戚や友達もいない」と泣きながら相談がありました。母は、仕事・家事・子育てを1人で担い、とても疲れている様子でした。

そこで、こども家庭相談課の職員は母と定期的に面接し、子どもの関わり方のアドバイスや、急用時に利用できる子育て支援のサービスを紹介。その後、母は相談やサービスを利用することで、イライラすることが減り、子育てが楽になったそうです。

こども家庭相談課に寄せられた相談内容(令和5年度)

